

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：** 事実認定の数学的理論の基本構造とその基礎

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名：** 木本 茂樹

**所属：** 信和法律事務所

**共著者 1 氏名：**

**所属：**

**共著者 2 氏名：**

**所属：**

## 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

事実認定は、与えられた証拠のもとでの要証事実が真であることについて一定の確信に達するかの問題であるから、確信の程度に確率を用いれば、与えられた証拠のもとでの要証事実の条件付確率が一定の値（証明度）を超えるかという問題として定式化できる。しかしながら、事実認定に確率論を用いることに対しては、①確率を客観的に測定できず、事実認定のような 1 回限りの事象に確率を用いることはできない、②事実認定のような 1 回限りの複雑な事象は確率では表現できない、③事実認定の問題は確率だけ決まるものではなく、例えば、確率が 99.9% となったから当然に合理的な疑いを越えたとは言えないなどの批判がある。

本稿では、なぜ事実認定の問題に確率論を用いるのが適切なのかを示し、事実認定論の数学的構造を明らかにする。確信の程度に確率を用いることにより合理的な推論による確信の程度を表現できるという Cox (1961) や Jaynes (2003) の考え方は、事実認定の問題にもあてはまり、論理的で一貫した推論を行うためには確率論が不可欠である。心証の程度を表現するには、点としての心証度ではなく、その分布を考える必要があり、太田 (1982, 1986) により提唱された解明度や尽証度について確率論的に定義することが必要である。

そして、証拠を加えることにより、平均的には真実への確信に近づき、一定の価値を持つ証拠が無限に存在すれば、真実の確信が 1 に収束するという Hawthorne (2013) の収束定理により、証拠を集め事案を解明することの重要性を数学的に示される。

その上で、事案の解明に対する妨害やその懈怠を、その妨害や懈怠によって事案が不明であることを主張することで利益を得てはならないという形で、妨害や懈怠をした者に不利益になるような形で心証を決定する構造を採ることで、基準である証明度を変動させる必要がなく、事実認定の問題を与えられた証拠のもとでの要証事実の心証度が一定の値（証明度）を超えるかという単純な構造で表現できる。